

くまもと都市戦略会議規約

制定 平成22年 8月24日

改正 平成22年12月27日

改正 平成24年 1月22日

(目的)

第1条 くまもと都市戦略会議（以下「戦略会議」という。）は、地域における都市戦略を構想・実現するため、熊本県、熊本市、熊本大学及び熊本の経済界のトップが集い、地域課題や将来ビジョンについて協議し、関係団体との連携と機動的な取組を推進することを目的とする。

(戦略会議の構成)

第2条 戦略会議は、熊本県知事、熊本市長及び熊本大学長並びにこれらの者が熊本の経済界から指名する者をもって構成する。ただし、戦略会議は、必要に応じてその構成員以外の者に戦略会議への出席を求めることができる。

(幹事会)

第3条 戦略会議の運営を円滑に行い、審議されたテーマに係る調査・検討及び取組を統括するため幹事会を置く。

2 幹事会は、前条本文に規定する者（以下「戦略会議構成員」という。）から推薦された者をもって構成する。ただし、幹事会は、必要に応じてその構成員以外の者に幹事会への出席を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第4条 戦略会議において審議されたテーマについて、具体的な調査・検討を行うため、テーマごとにワーキンググループ（以下「WG」という。）を置く。

2 WGは、戦略会議構成員から推薦された者をもって構成する。ただし、WGは、必要に応じてその構成員以外の者にWGへの出席を求めることができる。

3 WGに部会長を置き、構成員の互選によりこれを定める。

(アクションチーム)

第5条 戦略会議又はWGで調査・検討されたテーマのうち、具体的な取組に係る事業等を連携して推進するため、テーマごとにアクションチーム（以下「AT」とい

う。)を置く。

2 ATは、戦略会議構成員から推薦された者をもって構成する。ただし、ATは、必要に応じてその構成員以外の者にATへの出席を求めることができる。

3 ATにチームリーダーを置き、構成員の互選によりこれを定める。

(関係機関との連携)

第6条 WG及びATは、所管するテーマについて、専門的な見地からの助言等を得るため関連する専門家の協力を求めるなど、関係機関との連携を図るものとする。

(庶務)

第7条 戦略会議の庶務は、熊本県企画振興部企画課、熊本市企画財政局企画課及び熊本大学マーケティング推進部地域連携ユニットにおいて処理する。

2 各WG及びATに関する事務は、部会長又はチームリーダーが所属する団体の担当部署において処理する。

(補則)

第8条 この規約に定めるもののほか、戦略会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、平成22年8月24日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年12月27日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年1月22日から施行する。